

平成29年度山形県企業間連携促進事業費補助金

～2社以上の中小企業等が連携して行う成長分野等へ参加する

取組みや取引拡大に向けた活動等を助成します～

山形県では、将来的に成長が見込まれる分野（成長分野）に関わるものづくり産業への新たな事業展開又は取引拡大等を支援するため、複数の企業や産業支援機関等が連携体を組織し、技術力向上、新製品開発、販路開拓、共同受注等に向けた活動に必要な経費の一部を補助します。

企業等が連携・協働し、技術やノウハウ等を補完し、互いの設備を活用することなどによる製品開発や取引開拓等に、是非、当事業を活用ください。

■ 補助対象者

- ① 次の業種（日本標準産業分類中分類）のいずれかに属する事業を主たる事業として営んでいる中小企業者を2者以上含む企業グループ（以下、「連携体」という。） ※大企業（みなし大企業含む）は対象外。

E 製造業

09食料品製造業／10飲料・たばこ・飼料製造業／11繊維工業／12木材・木製品製造業（家具を除く）／13家具・装備品製造業／14パルプ・紙・紙加工品製造業／15印刷・同関連業／16化学工業／17石油製品・石炭製品製造業／18プラスチック製品製造業／19ゴム製品製造業／20なめし革・同製品・毛皮製造業／21窯業・土石製品製造業／22鉄鋼業／23非鉄金属製造業／24金属製品製造業／25はん用機械器具製造業／26生産用機械器具製造業／27業務用機械器具製造業／28電子部品・デバイス・電子回路製造業／29電気機械器具製造業／30情報通信機械器具製造業／31輸送用機械器具製造業／32その他の製造業

G 情報通信業

39情報サービス業

- ② 県内に補助事業を遂行する事務所を有する連携体であること。
③ 成長分野における新たな事業展開又は取引拡大等を図る事業を行う連携体であること。

※成長分野とは、バイオテクノロジー関連、有機EL関連、自動車関連、航空機関連、ロボット関連、環境・エネルギー関連、医療・福祉・健康関連、食品・農業関連に係る産業分野です。

■ 補助対象事業

補助対象者（連携体）が行う事業のうち、下記の条件を満たすもの。

- (1) 共同受注、新製品開発、販路拡大、人材育成等
(2) 平成30年3月9日までに完了するもの ※ 支払をもって完了とする。

■ 補助対象経費及び補助金額・補助率

補助対象経費		補助金の額
経費区分	内容	
事業費	講師謝金・旅費、展示会等出展経費、機器リース料、会議室使用料、原材料費、旅費、会議負担金、コンサルティング料、その他必要と認める経費	○ 補助率 補助対象経費の1/2以内 ○ 補助限度額 1連携体あたり50万円以内

【補助対象外経費】 需用費：汎用性の高い事務用品、旅費：グリーン車等の特別料金、消費税及び地方消費税（旅費の内税含む）、振込手数料

補助金活用事例及び補助対象経費の例

<事例1>

■■■福祉用けん玉の開発■■■

通常より皿を大きくして高齢者にも扱いやすく、認知症予防に役立てて欲しいと開発したけん玉

○ 対象経費

展示会出展経費、調査活動費 等

<事例2>

■■■視覚障がい者向け

音声読み上げシステムの開発■■■

障がい者の知りたい情報（温度、湿度、高度、色など）をセンサーで認識し読み上げ、障がい者の生活のアシストを行う

○ 対象経費

原材料費、展示会出展経費、調査活動費 等

■ 募集期間

随時（平成30年1月31日（水）まで）

※ 予算がなくなり次第終了します。

※ 審査委員による審査があります。採択／不採択にかかわらず結果を通知します。

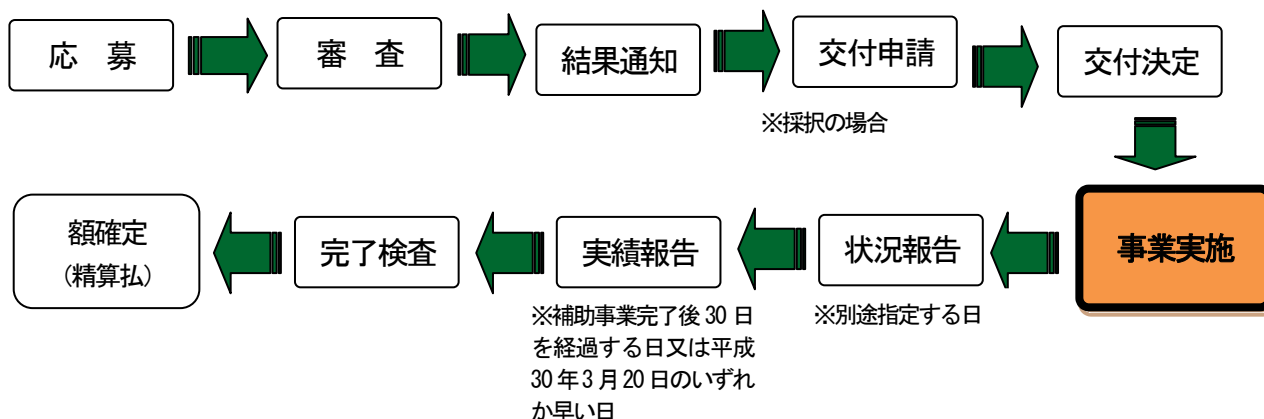
■ 応募方法

申請書に必要な書類を添付のうえ、担当まで郵送又は持参にて提出してください。

◆提出が必要な書類

- (1) 事業計画書（交付要綱第1号様式）
- (2) 収支予算書（交付要綱第2号様式）
- (3) グループ同意書（交付要綱第3号様式）
- (4) 企業案内パンフレット

申請の流れ



■ お問い合わせ・申込先

〒990-8570 山形市松波2-8-1

山形県商工労働部 工業戦略技術振興課 ものづくり振興担当

【TEL】:023-630-2358 【FAX】:023-630-2695

【メール】:ykogyo@pref.yamagata.jp